

組合等が施行する土地区画整理事業に係る市町村負担金の事務取扱要領

(目的)

第1条 山梨県が土地区画整理組合等に補助する経費の一部について、施行区域を管轄する市町村（以下「市町村」という。）が負担する場合における当該負担金の事務取扱については、山梨県財務規則（昭和39年3月31日規則第11号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(対象事業、負担率)

第2条 対象事業は、山梨県組合等土地区画整理事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める組合等土地区画整理事業とし、市町村の負担率は次による。

対象地区	対象道路	幅員	市町村負担割合
既成市街地内	県管理 都市計画道路	8 m 以上	国の補助率に応じて地方負担額の1/2
	市町村管理 都市計画道路	8 m 以上	国の補助率に応じて地方負担額の1/2
	区画道路等	—	国の補助率に応じて地方負担額の全額
既成市街地外	県管理 都市計画道路	12 m 以上	国の補助率に応じて地方負担額の1/2
	市町村管理 都市計画道路	12 m 以上	国の補助率に応じて地方負担額の全額
	区画道路等	—	国の補助率に応じて地方負担額の全額

※1 既成市街地（DID 地区内又は DID に隣接する地区）

（DID 地区：直近の国勢調査に基づく人口集中地区）

※2 区画道路等については、実施計画協議で承認を得た道路

(負担額の通知)

第3条 知事は、国土交通大臣から内示があったときは、速やかに当該事業に係る負担金額を市町村長に対し通知(様式第1号)するものとする。また、変更があった場合についても同様とする。

(負担協定の締結)

第4条 当該市町村長は、上記第3条による知事からの負担額の通知があったときは、速やかに負担協定書(様式第2号)を作成し、知事と負担協定を締結するものとする。また、当年度の負担金額に変更があった場合についても同様とする。

(精算)

第5条 知事は、額の確定にともない負担金を精算し、過不足が生じた場合には当該市町村長に対し通知し、受入又は返還するものとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

本改正後の要領は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

本改正後の要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

本改正後の要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

本改正後の要領は、平成22年10月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(様式第1号)

都 計 第 号

平 成 年 月 日

市 町 村 長 殿

山 梨 県 知 事

平成 年度組合等土地区画整理補助事業の施行地区及び
負担額の（内定・決定・変更）について（通知）

このことについて、つぎのとおり（内定・決定・変更）しましたので通知します。

施行地区名	地 区	
補助基本額	()	
	額	算 出 根 拠
国庫補助額	()	
県 費	()	
市町村負担額	()	

(備考) 変更の場合は、変更前の額を () 内に記入。

(様式第2号)

組合等土地区画整理事業負担協定書

山梨県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）とは、平成
年度に土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業（以下「事業」とい
う。）の円滑な推進を図ることを目的とし、次のとおり負担協定を締結する。

(事業費の負担)

第1条 乙は、この事業に要する経費として金 円を負担
するものとする。

(負担金の納入)

第2条 乙は、前条の負担金を、甲の発行する納入通知書により、指定期日（
県が山梨県組合等土地区画整理事業補助金交付要綱に基づき組合等に補助金
を支出する以前）までに甲に納入するものとする。

(協定の変更)

第3条 要綱に基づく補助金に変更が生じたときは、甲は、乙に速やかに通知
し、変更協定書を締結するものとする。

(通知の義務)

第4条 甲は、要綱に基づき補助金を交付したときは、速やかにその旨を乙に
通知するものとする。

(精 算)

第5条 甲は、額の確定にともない負担額を精算し、過不足が生じた場合には乙に通知するものとし、乙は、負担金の追徴又は返還に応ずるものとする。

(その他の事項)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑議を生じた事項については、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

乙